青森県県税条例施行規則等の一部を改正する規則

（青森県県税条例施行規則の一部改正）

第１条　青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中「前年に」を「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」」を「延滞金特例基準割合」」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第13号様式中「以後」を「から令和２年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改める。

第14号様式中「前年に」を「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合」に、「特例基準割合」」を「延滞金特例基準割合」」に改め、「（以下「特例基準割合適用年」という。）」を「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

第九号様式を次のように改める。

第９号様式（第４条関係）

（表）

法人県民税・法人事業税・特別法人事業税　更正・決定（加算金決定）書

事業年度又は連結事業年度	年　月　日から　年　月　日まで		
法定申告納期限	年　月　日	延長申告納期限	年　月　日
申告年月日	年　月　日確定・修正	年　月　日	
法人税処理年月日	年　月　日	更正　決定　修正　確定	

様

地方税法、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律及び青森県県税条例（以下「条例」という。）の規定により、更正・決定したから通知します。

納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。

年　月　日

地域県民局長　印

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、差引不足税額に年14.6パーセント（ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額の指定納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合(平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあっては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年１月１日から令和２年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法第93条第２項の規定により告示された割合に年１パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。)を乗じて計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨てます。

摘要		徴収番号	

法人事業税・特別法人事業税

区分			課税標準額	税率	税額
更正・決定(A)	法人事業税	条例第56条第１項第１号に掲げる事業 所得割			
		計			
		①軽減税率不適用法人の金額			
		付加価値割 ②			
		資本割 ③			
		条例第56条第１項第２号に掲げる事業 収入割 ④			
		条例第56条第１項第３号に掲げる事業 所得割 ⑤			
		付加価値割 ⑥			
		資本割 ⑦			
		収入割 ⑧			
	合計事業税額		①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧ ⑨		
	事業税の特定寄附金税額控除額 ⑩		仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑪		
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑫		差引（⑨－⑩－⑪）－⑫ ⑬		
	特別法人事業税	条例第56条第１項第１号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ⑭			
		条例第56条第１項第２号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ⑮			
		条例第56条第１項第３号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ⑯			
	合計特別法人事業税額		⑭＋⑮＋⑯ ⑰		
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ⑱		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ⑲		
	差引		（⑰－⑱）－⑲ ⑳		
既に納付の確定している額（B）			法人事業税 ㉑		
			特別法人事業税 ㉒		
差引過不足額(A)－(B)	法人事業税	条例第56条第１項第１号に掲げる事業 所得割			
		計			
		㉓軽減税率不適用法人の金額			
		付加価値割 ㉔			
		資本割 ㉕			
		条例第56条第１項第２号に掲げる事業 収入割 ㉖			
		条例第56条第１項第３号に掲げる事業 所得割 ㉗			
		付加価値割 ㉘			
		資本割 ㉙			
		収入割 ㉚			
	合計事業税額		㉓＋㉔＋㉕＋㉖＋㉗＋㉘＋㉙＋㉚ ㉛		
	事業税の特定寄附金税額控除額 ㉜		仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉝		
	租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉞		差引（㉛－㉜－㉝）－㉞ ㉟		
	特別法人事業税	条例第56条第１項第１号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額 ㊱			
		条例第56条第１項第２号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㊲			
		条例第56条第１項第３号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㊳			
	合計特別法人事業税額		㊱＋㊲＋㊳ ㊴		
	仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㊵		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㊶		
	差引		（㊴－㊵）－㊶ ㊷		

法人県民税

区分		更正・決定（C）	既に納付の確定している額(D)
法人税割	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ㊻		
	税率 ㊼		
	法人税割額 ㊻×㊼ ㊽		
	県民税の特定寄附金税額控除額 ㊾		
	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額 ㊿		
	外国の法人税等の額の控除額 (51)		
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 (52)		
	利子割額の控除額 (53)		
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 (54)		
	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (55)		
	差引法人税割額（㊽－㊾－(50)－(51)－(52)－(53)）－(54)＋(55) (56)	(イ)	(ウ)
均等割	均等割額	(エ)	(オ)
差引過不足額 (C)－(D)			この更正・決定により納付すべき税額等の合計額
納付すべき法人税割額 (イ)－(ウ) (57)			
納付すべき均等割額 (エ)－(オ) (58)			(ア)＋(カ)
法人県民税の納付すべき税額 (57)＋(58)		(カ)	
指定納期限		年　月　日	

法人事業税・特別法人事業税

区分	算定の基礎となる税額	率	金額
過少申告加算金			㊸
	うち加重対象税額		
不申告加算金			㊹
重加算金			㊺
法人事業税及び特別法人事業税の納付すべき税額等			㊱+㊷+㊸+㊹+㊺ (ア)

重加算金対象所得	円
上記に係る法人事業税額	円
上記に係る特別法人事業税額	円

注１　「⑬」欄、「⑳」欄、「㉟」欄、「㊷」欄及び「(56)」欄に記載している額については、各欄の括弧内の計算式による計算後の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて算出しています。

２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４横長とする。

（裏）

この処分に不服がある場合には、この更正・決定書を受け取つた日の翌日から起算して３月以内に知事に対して審査請求をすることができます。
この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から３月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第十四条第四項「以後」を「から令和２年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改める。

第十一条第四項「当該年の前年に」を「令和元年10月１日から令和２年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改める。

第十一条第四項「以後」を「から令和２年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」

という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改める。

第十三号様式のその一中「以後」を「から令和２年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改め、同様式のその二及びその三中「当該年の前年に」を「令和元年10月１日から令和２年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改め、同様式のその四中「以後」を「から令和

２年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改める。

（青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則の一部改正）

第11条　青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則（平成11十一年11月青森県規則第11十号）の一部を次のように改正する。

第11号様式中「当該年の前年に」を「平成31年４月１日から令和２年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改める。

（青森県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第11条　青森県産業廃棄物税条例施行規則（平成十五年七月青森県規則第六十四号）

の１部を次のように改正する。

第四号様式中「以後」を「から令和２年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の租税特別措置法」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）と」に改める。

（青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則の１部改正）

第四条　青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例施行規則（昭和41十七年八月青森県規則第八十号）の１部を次のように改正する。

第四号様式中「当該年の前年に」を「令和元年10月１日から令和２年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）による改正前の」に、「割合）と」を「割合）とします。令和３年１月１日以後の期間については、当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合に年１パーセントの割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセン

トの割合）と」に、「however」を「however, as for the period from October 1, 2019 to December 31, 2020」に、「Article 93 (2) of the Act on Special Measures Concerning Taxation」を「Article 93, paragraph (2) of the Act on Special Measures Concerning Taxation prior to amendment by the Act Partially Amending the Income Tax Act,etc.(Act No.8 of 2020)」に、「exceed 7.3%」を「exceed 7.3%, and as for the period after January 1, 2021, the ratio of 14.6% will be the ratio of 7.3% added to the average loan ratio provided in Article 93, paragraph (2) of the Act on Special Measures Concerning Taxation on the year plus 1%, and the ratio of 7.3% will be the ratio of 1% added to the average loan ratio on the year plus 1% (the ratio will be 7.3% on condition that the ratio of 1% added to the average loan ratio on the year plus 1% exceeds 7.3%) on condition that the average loan ratio on the year plus 1% does not exceed 7.3%」に改める。

附　則

この規則は、令和三年一月一日から施行する。